

# 業務委託仕様書

## 1 事業の名称

バイオ後続品の使用状況に関する現状分析事業

## 2 目的

2023（令和 5）年に厚生労働省が定めた第 4 期医療費適正化計画の基本方針において、バイオ後続品について、2029（令和 11）年度末までにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数が全体の 60%以上にするという数値目標の設定や、目標を達成するための保険者や医療関係者との連携等について規定された。本県ではこれまで主としてジェネリック医薬品の使用促進に取り組んできたが、一定の成果が得られたことを踏まえ、バイオ後続品の使用促進を図ることとし、県内のバイオ後続品使用状況に関する現状分析を行い、今後の使用促進に向けた具体的な事業検討を行うことを目的とする。

## 3 事業内容

### (1) データ分析

委託者は、国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者の令和 7 年 4 月診療分～令和 8 年 3 月診療分（1 年間）のレセプトデータ（医科、DPC 及び調剤）を受託者に提供し、受託者は当該データを活用して以下の分析を行う。

ア バイオ先行品・バイオ後続品の使用状況に関する分析

イ バイオ先行品をバイオ後続品に変更した場合の保険者・患者における医療費適正化試算

ウ 県内医療機関におけるバイオ先行品・バイオ後続品の入院・外来比率、院内・院外比率

### (2) (1)で行った分析の結果をまとめたレポート作成

### (3) 分析結果報告会資料の作成

受託者は、(2)のレポート等を活用し、本事業の概要を県内市町村等に説明するための資料の作成を行う。

### (4) その他（自由提案）

例) 県内医療従事者等へのバイオシミラー使用促進セミナーの実施

地域フォーミュラリ推進に関すること 等

## 4 実施時期

事業内容	実施時期
(1) データ授受	令和 8 年 7 月頃
(2) データ分析	～令和 8 年 10 月頃
(3) レポート作成	～令和 8 年 12 月頃
(4) 報告会資料作成	令和 9 年 2 月頃

## 5 委託期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 6 その他留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、薬剤師等医薬品の専門家等1名以上を実施担当者とする事。
- (2) 本事業の実施にあたっては、委託者と十分に連携を図ること。
- (3) 上記4に記載の実施時期は目安であり、委託者と相談の上、実施時期を変更することができる。
- (4) 本業務で取得した個人情報、委託期間終了後も理由の如何を問わず漏らしてはならず、本業務以外に使用してはならない。
- (5) 個人情報については、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令、ガイドライン等に加え、別記1「個人情報取扱特記事項」、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守の上、適正に管理し、取り扱うこと。
- (6) 業務の一部を再委託する場合は、事前に委託者の承諾を得ること。また、契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。
- (7) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした企画を提案すること。
- (8) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。
- (9) 委託者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処すること。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うこと。